

# 東京医療保健大学 授業運営ガイドライン2025年度版

2024年12月11日  
東京医療保健大学

## 1. はじめに

本学では、2020年4月の緊急事態宣言を期に遠隔授業を導入しましたが、その後は教育の質を向上させる観点から対面授業と遠隔授業を併用した「ハイブリッド型授業」を行うことを教学における基本方針と位置づけました。

対面授業においても、授業資料の提供や提出物の回収に学修管理システム(LMS: Learning Management System)を活用したり、技術的な演習科目において動画の収録・共有や、さらにシミュレーション教育を支援する情報システムを活用する等により、学生の主体的な参画を前提とした授業形態(アクティブ・ラーニング)を実現することができます。教育学における数多くの研究によってアクティブ・ラーニングが学修効果を高めることは科学的に証明されていますので、それらを積極的に採用することは教育者としての責務といえます。

そこで本学ではICTを活用した教育の質的改革(DX: Digital Transformation)を推進することを、2023年に改定した「東京医療保健大学ビジョン」や、これに先立ち2022年に策定した「第3期長期目標・計画」に謳い、感染拡大防止に留まらず、これからも教育DXを継続するスタンスを明確にしました。

これまで学生及び教職員が力を合わせてきた結果、これらのハイブリット型の教育が教育上有意義なものであったことは、学生による授業評価アンケート、成績評価データ等で十分に確認できました。またDXに関する各種補助事業の採択を通じて、国からも高い評価を得てきました。

よって各学部・研究科・専攻科の授業運営においては、大学の基本方針に則り、2025年度以降もハイブリット型の授業を継続するとともに、その改善を図ることとします。

## 2. 本指針の位置付け及び適用範囲

本ガイドラインは、2025年度の授業運営において、学部履修通則第2条第3項の規程にもとづき学長が定める「ハイブリッド型授業の活用により教育の質的な改革を図るための措置の基本方針及びその実行計画」です。

同通則第2条第4項では、授業を担当する教育職員及び授業の環境整備その他の支援を行う事務職員は、この「基本方針及び実行計画」の定めるところにより、アクティブ・ラーニングの実現に向けて協力するものと定められています。よって、各学部・学科における授業運営の方針や計画は、本ガイドラインと矛盾を生じない範囲で定めることとします。研究科、専攻科、その他の教育課程(以下、研究科等という)においては学部履修通則が適用されないため、本ガイドラインを参酌して研究科等において適切に方針を定めるものとします。

なお、本ガイドラインは、東京医療保健大学危機管理規程を根拠とするものでないため、行動制限等については特に定めません。

### 3. 学事暦及び活動レベル

#### 3.1 学事暦

学長は、学部履修通則第4条第1項の規定により、「標準学事暦」を定めてこれを公表します。同項ただし書きの規程により、学部・学科は教授会の議により「学部学事暦」を定めることができますが、これを定めた場合は遅滞なく標準学事暦から変更した箇所及びその理由を明示して学長に届け出てください（様式自由、教務部長を通じて学長に届出）。本学では、2024年度に「共通科目の運用に関する要綱」を定め、学長が「全学必修科目」及び「学部横断による開講」の科目を指定できることとしました。とくに数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関する科目には学部横断科目が含まれ、それらは標準学事暦を基本として授業を運用することとします。

なお、土曜日や日曜日の授業は、事務職員の勤務体制等にも影響することから、特段の理由がある場合を除き、避けるようにしてください（オンデマンド授業等で事務職員の出勤を要しない科目については、この限りではありません）。

#### 3.2 活動レベルの指定

2025年度においては、活動レベルの指定は行いません。よって、対面授業を行える時間や教室定員、密接を伴う演習等の制限はありません。

なお、行政機関から要請があり、部分的に何らかの措置を行う必要が生じた場合は、東京医療保健大学危機管理規程に基づき、学長が措置を決定します。

### 4. 対面授業の取り扱い

#### 4.1 感染拡大防止策の実施

一般的な感染症予防対策が実施されるのは当然ですが、これまで適用されてきた「教職員における新型コロナウイルス感染症の対応指針」及び「学生における新型コロナウイルス感染症の対応指針」は、2024年度末をもって廃止となりました。ただし、新興感染症を問わず、感染症の重大な流行が起こった場合、また、行政等からの要請があった場合は、その感染拡大を防ぐために緊急的な措置をとることがあります。

#### 4.2 対面授業における出席確認

対面授業における出席確認は、できる限り学内のシステム（Webclass等）を活用してリアルタイムに確認し、欠席者への迅速な対応に努めてください（これは定期試験の受験資格を喪失する旨の警告を教員に義務づけるものではありません）。なお、ペーパーレス施策を推進するため、2025年度においては紙面による出席カード（出席確認に用いるリアクションペー

パー等を含む)は廃止します。

### 4.3 対面授業の登校停止

新型コロナウイルス感染症を含め、感染症罹患時の登校停止は、学校保健安全法および同施行規則に準じて行なわれます。これまでは、新型コロナウイルス感染症が疑われる体調不良時は、自宅療養や必要に応じて医療機関の受診を薦め、その間、登校停止としていたしましたが、2025年度からは体調不良のみで学長が登校停止にすることはありません。欠席は病欠として扱われます。

登校停止期間中は、療養や健康観察に専念させる必要があるため、遠隔授業についても、出席すべき授業回数から控除されます。ただし学生が希望した場合は、授業を担当する教員の判断により、その遠隔授業への出席を認めても差支えありません。

### 4.4 対面による正課外の教育活動等

登校停止期間中には、対面による正課外の教育活動(ガイダンス、模試)やサークル活動等に参加することもできません。

## 5. 遠隔授業の取り扱い

### 5.1 遠隔授業の位置付け

本学で2025年度に実施する遠隔授業は、学則第12条の規定による「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる」授業形態とします。

### 5.2 遠隔授業の方法

本学の遠隔授業では、オンデマンド方式、リアルタイム方式のいずれも採用します。いずれが適しているかは、その科目の学修効果によって異なるため、学部・学科の方針内で科目責任者が判断できるものとします。ただし、学部横断による開講科目については、時間割の調整の観点から、標準学事暦に基づくオンデマンド開講を優先します。

また、対面科目を含め、複数の方式を混ぜても差し支えありません。ただし、各学部等が定める時間割において対面科目とされている科目については、科目責任者が遠隔授業を併用できるのは、授業回数の1/2を超えない範囲とします。

### 5.3 遠隔授業における出席の取り扱い

遠隔授業における出席の取り扱いは、各科目の実情に合わせ、科目責任者が判断できるものとします。なお、オンデマンド方式による場合は、リアクションペーパー等により、適宜出席を取って下さい。

## 5.4 情報倫理ガイドライン

遠隔授業を開始する場合は、とりわけインターネットの特性を踏まえた倫理的配慮が求められることから、本学の情報倫理ガイドラインを学生に周知し、十分に理解させるよう努めてください。このため各学部・学科のガイダンス等においては、大学がYouTubeで配信している情報管理ガイドラインの解説動画を何らかの形で視聴させてください。

## 5.5 学部・学科を横断する授業の推進

これまで本学ではMOOCsの活用を含め、学部・学科を超えたオンデマンド授業の活動を推進してきました。リアルタイムや対面の授業についても、科目責任者間の合意に基づき、学部・学科を超えて共同で実施することを、大学としても推奨します。

また、共通科目の運用に関する要綱第4条に基づき学長が指定した科目については、学部横断による運用を行います。2025年度においては、文部科学省の「数理・データサイエンスAI教育プログラム」に係る科目の他、一部のリベラルアーツ科目の指定を行います。

## 6. 臨地実習の取り扱い

### 6.1 臨地実習の指導助言体制

臨地実習(教育実習を含む)については、保健センター長(学校医)が学校保健安全法施行規則第23条第1項7号に基づき指導・助言を行うことがありますので、当該指導・助言に従ってください。また、同法による指導・助言の一環として各学部等の教員や学生に質問等を行うことがありますし、逆に教員が保健センター長に指導・助言を求めることも可能です。

なお、大学では学生の私生活を制限していません。実習前であっても、実習先施設が明文的に受入条件として示したものを除き、法令上の根拠なく学生の私生活制限を行ったとの誤解が生じるような指導を行わないよう十分に注意してください。

### 6.2 臨地実習の実施が困難な場合の代替演習

感染症の重大な流行等により実習施設において臨地実習の受け入れが困難な場合、科目責任者は、遠隔授業を活用した代替演習を実施できますが、臨地実習に準じた学修効果が得られたことを後日の監査等で説明できるよう記録・資料等を保管してください。具体的な運用について各学部等で疑義が生じた場合は、全学教務委員会で検討するものとします。

## 7. 成績評価の取り扱い

### 7.1 遠隔による定期試験の実施

科目責任者の判断により、LMSを用いて定期試験を行うことも可能です。この場合、対面による試験の特徴と、LMSによる試験の特徴を十分に踏まえて実施して下さい。

## 7.2 生成系AIを活用したレポート作成等の取り扱い

生成系AIを活用して成績評価に係るレポート等を作成することについて、大学としての基本的な考え方は「生成系AIの適切な利用についての学長メッセージ（2023年6月7日）」で示されています。

同メッセージでは、レポート作成等に生成系AIを活用すること自体は、「自調自考」の一環として歓迎しています。他方で、レポート等において、AIを含めた「他者」が記載した文章をそのまま書き写すことは、剽窃になり得ると注意喚起しています。

よって成績評価に係るレポート作成においてに生成系AIの利用を促進あるいは制限する場合は、これらの考え方を踏まえた各科目の運用ルールについて、科目責任者が十分に説明を行ってください。生成AIは、「数理・データサイエンスAI教育プログラム」においても現代の社会人の基本的なリテラシーに含まれ、よって適切な利用を推進すべきものとされていることから、その利用を制限することは明確な理由を示した場合に限られます。

## 8. ICT環境の整備

### 8.1 授業に用いる学修管理システム

本学では、学修管理システム(LMS:Learning Management System)として、対面授業と遠隔授業のいずれにおいても、WebClassを採用しています。各科目における授業連絡、教材の提供(動画を含む)、課題の提示及び回収、出席申告の受付等には、原則としてWebClassを使用するものとします。

なお本学では大学ビジョンに則り、SDGsも踏まえてペーパーレス化を強く推進しています。よって対面授業の授業資料についても、グループワークや実験に用いるワークシートなど、授業進行上の特段の理由がない限りは、2025年度においては印刷資料の配布を行わないものとします。教員においては、むやみに学生が授業資料を印刷することを差し控え、電子媒体による資料閲覧を基本とするよう、リテラシーの向上を促してください。

### 8.2 授業に関する連絡手段

本学では、大学・学部・学科・研究科・専攻科が行う事務的な連絡については、基本的にdesknet'sを使用して学生に連絡することとしています。また、教員が行う授業上の連絡については、基本的にWebClass(履修登録者に対するメール機能を含む)を使用して学生に連絡するものとします。

### 8.3 遠隔授業に用いるWeb会議システム等

本学では、遠隔授業に用いるWeb会議システムとして、Zoomを採用しています。ただし、すべての学生及び専任の教職員にMicrosoft 365が提供されていることから、Teamsを利用することも差し支えありません。

これらのシステムの設定及びミーティングIDの通知等は、授業担当教員が自ら行うことを基本とします。

## 8.4 教職員に対するICTリテラシー支援

ハイブリッド型の授業を継続する上で教職員のICTリテラシーの向上は不可欠であることから本学は「ICTスキルチェックリスト」を定めました。同リストのレベル0の業務は、職位に関わらずすべての専任教員が自ら行うべき業務と定義されています。上記のレベル0の業務に不安がある専任教員は、学修基盤推進室が配信する動画視聴や各種勉強会への参加等を通じてスキルの獲得に努めてください。

なお学長は各学部・学科等の教員から「ICT利活用授業支援員(愛称:DXマネージャー)」を任命し、所属キャンパスの全学教務委員や事務部、または学修基盤推進室に対しDX推進のための意見や提案を述べたり、調整を行う役割を与えています。DXマネージャーが各種勉強会を主宰することはありますが、他の教員の業務を直接支援することは任務としていません。

## 9. 継続的改善と情報提供

### 9.1 学生への情報提供と改善意見の聴取

本ガイドラインに示す本学としての授業運営の考え方は、学生と教職員が十分に共有することで継続的改善を図ることができます。このため本学では各種方針をWebサイトに公開することにより、学生、保証人、入学予定者等に対する本学の考え方の説明に努めます。

また、授業運営について学生から改善意見を収集する仕組みも重要であることから、授業運営に関して学長に直接提案や意見を述べる経路も引き続き確保します。これはオピニオンボックスとは趣旨が異なるため、個別の授業や教員等に対する意見等が提出された場合は、その内容に応じて関係部署への連絡等により別途対応することとします。

<https://forms.office.com/r/uQudv6eMb8>

## パブリックコメントにおける主な意見

ご意見	回 答
2. 「昨年度までのように」という表現が2024年度も使用されており、修正が必要。	ご指摘ありがとうございます。記載を修正しました。
4. 2 「対面授業の欠席時に迅速な対応」とは何を求めているのか。他大学では欠席回数超過により定期試験受験資格を喪失する前に警告する例があるが、このような想定か。	授業内容に応じて適切な対応をお願いする趣旨のみであり、お尋ねのような警告を義務づけてはいません。当該義務がないことを加筆しました。
6. 1 体調が悪くても実習に参加する学生が要るので、登校許可基準とは別に、実習許可基準を定めてもらえないか。	学校保健安全法では「登校の許可」と「実習の許可」を分けていませんので、実習許可の基準を別に設けることは困難と考えますが、お尋ねの件については、関係委員会等で今後の検討課題とさせていただきます。
8. 1①ペーパーレス化はSDGsや経費削減の観点で理解できるが、貸与PCでは資料への書き込みが難しく、学生がメモを取りにくいなど学習効率の低下が懸念されるため、タブレットを導入してはどうか。	ご意見ありがとうございます。貸与機材については即時対応が困難なため今後の検討課題とさせていただきます。
8. 1②演習室や実験室では机や電源設備が不十分でPCの活用が現実的でない場合が多く、紙資料の使用を認めてはどうか。	紙を全面禁止しているものではありませんので、紙を使用し得る例示に「実験」を追加しました。
8. 1③紙の利用を一律禁止するのではなく、印刷資料の利用制限や課金制度など合理的な対応策が必要である。	ご指摘の通りで、一律禁止はしていません。また、次年度は紙面印刷の量を部局単位で可視化する予定です。
8. 1④学生はパワーポイントに書き込む形に慣れているので、ノートテイクの方法やツールの活用方法を指導すべきでないか。	ご指摘の通りで、スタディスキルとしてもノートテイクの方法を学ぶことは重要です。リベラルアーツ教育推進室とも連携し指導方法を検討してまいります。
8. 1⑤ペーパーレス化を強く推進しているのに、学生が事務手続きや届出で紙運用を強いられているのは学生目線では如何か。	ご指摘の通りです。全国学生調査でも既に同種の意見を頂いており、手続きの電子化も同時に進めてまいります。

※1 今回はすべての意見が個人から提出されたため、提出者名は記載していません。

※2 8. 1については複数の方からご意見を頂いたため、①～⑤に集約しています。